事　務　連　絡

令和元年９月２６日

各居宅介護支援事業所管理者　様

くすのき広域連合事業課長

公正中立なケアマネジメントの確保について（通知）

　平素は、くすのき広域連合介護保険行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

　さて、平成３０年度介護報酬改定におきまして、公正中立なケアマネジメントを確保するため、居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者に対して、以下の事項について文書を交付して説明することが義務づけられました。

つきましては、重要事項説明書等にこれらを記載して交付できていなかった場合は、運営基準違反に該当し減算の対象となりますので、各事業所におかれましては、平成３０年４月以降に契約した利用者について自主点検のうえ、介護給付費の過誤調整等、適切な対応をお願い申し上げます。

**【平成３０年度介護報酬改定（一部抜粋）】**

居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、

・利用者は事業所に対して、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができること。

・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。

について**文書を交付**して説明。

【問い合わせ先】

くすのき広域連合　事業課

℡　０６－６９９５－１５１５